

令和 6 年 第 4 回
さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 4 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分承認を求めることについて（令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号））	市 長	P 4
2	さくら市学校給食センター条例の制定について	"	P 23
3	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	"	P 26
4	さくら市国民健康保険条例の一部改正について	"	P 28
5	さくら市図書館条例の一部改正について	"	P 30
6	さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	"	P 31
7	さくら市水道法施行条例の一部改正について	"	P 32
8	令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 6 号）	"	P 35
9	令和 6 年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	"	P 71
10	令和 6 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	"	P 81
11	令和 6 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	"	P 96
12	指定管理者の指定について	"	P 98
13	市道路線の認定について	"	P 99
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	"	P100
報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	"	P101
報告 2	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	"	P103

番号	事 件 名	提案者	ページ
報告 3	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	市長	P105

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 17 号 令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年 11 月 28 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 17 号 専決処分書

令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,917 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 224 億 5,009 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 9 日

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
16 県	支 出 金		
		3 委	託 金
20 繰	越 金		
		1 繰	越 金
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,547,941	18,278	1,566,219
113,330	18,278	131,608
425,882	897	426,779
425,882	897	426,779
22,430,920	19,175	22,450,095

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	4 選 挙 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,837,803	19,175	2,856,978
2,385,858	788	2,386,646
32,308	18,387	50,695
22,430,920	19,175	22,450,095

令和6年度さくら市一般会計補正予算
(第5号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款				補正前の額		
16	県	支	出	金	1,547,941	
20	繰		越	金	425,882	
		歳	入	合	計	22,430,920

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
18,278	1,566,219	
897	426,779	
19,175	22,450,095	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総 務 費	2,837,803	19,175
歳 出 合 計	22,430,920	19,175

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,856,978	18,278			897	
22,450,095	18,278			897	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
16	県支出金	1,547,941	18,278	1,566,219
	3 委託金	113,330	18,278	131,608
	1 総務費委託金	111,153	18,278	129,431

20	繰越金	425,882	897	426,779
	1 繰越金	425,882	897	426,779
	1 繰越金	425,882	897	426,779

16 県支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 選挙費委託金	18,278	衆議院議員総選挙費	18,278

1 繰越金	897	前年度繰越金	897

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	2,837,803	19,175	2,856,978	18,278			897
	1 総務管理費	2,385,858	788	2,386,646	788			
	9 情報処理費	265,166	788	265,954	788			
4	選挙費	32,308	18,387	50,695	17,490			897
	4 衆議院議員 総選挙費	0	18,387	18,387	17,490			897

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役 務 費	76	○住民情報関連システム管理事業	788
		通信運搬費	76
12 委 託 料	693	業務委託料	693
		賃借料	19
13 使用料及び 賃借料	19		
1 報 酬	1,861	○衆議院議員総選挙費	18,387
		その他非常勤職員報酬	1,861
3 職員手当等	7,871	時間外勤務手当	7,564
		管理職特別勤務手当	307
5 災害補償費	1	災害補償費	1
		報償金	97
7 報 償 費	97	消耗品費	57
		燃料費	25
10 需 用 費	203	食糧費	88
		印刷製本費	33
11 役 務 費	3,321	通信運搬費	1,755
		手数料	1,566
12 委 託 料	2,617	業務委託料	2,617
		使用料	41
13 使用料及び 賃借料	106	賃借料	65
		庁用器具費	2,310
17 備品購入費	2,310		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		27,180	11,003 (3.35)	372	38,555	7,301	45,856
	議 員	18	74,100		23,790 (3.35)		97,890	21,518	119,408
	その他の 特別職	1,287	82,584				82,584		82,584
	計	1,308	156,684	27,180	34,793	372	219,029	28,819	247,848
補正前	長 等	3		27,180	11,003 (3.35)	372	38,555	7,301	45,856
	議 員	18	74,100		23,790 (3.35)		97,890	21,518	119,408
	その他の 特別職	1,117	80,723				80,723		80,723
	計	1,138	154,823	27,180	34,793	372	217,168	28,819	245,987
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	170	1,861				1,861		1,861
	計	170	1,861	0	0	0	1,861	0	1,861

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(241) 346	424, 183	1, 246, 011	921, 909	2, 592, 103	515, 465	3, 107, 568	
補正前	(241) 346	424, 183	1, 246, 011	914, 038	2, 584, 232	515, 465	3, 099, 697	
比 較	(0) 0	0	0	7, 871	7, 871	0	7, 871	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26, 563	35, 707	19, 450	919	137, 488	2, 265
	補正前	26, 563	35, 707	19, 450	919	129, 924	2, 265
	比 較	0	0	0	0	7, 564	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	41, 647	343, 005	293, 417	20, 810	0	638
	補正前	41, 647	343, 005	293, 417	20, 810	0	331
	比 較	0	0	0	0	0	307
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 320	0	1,175,993	735,937	1,911,930	394,565	2,306,495	
補正前	(2) 320	0	1,175,993	728,066	1,904,059	394,565	2,298,624	
比 較	(0) 0	0	0	7,871	7,871	0	7,871	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,563	19,846	19,450	919	133,661	2,265
	補正前	26,563	19,846	19,450	919	126,097	2,265
	比 較	0	0	0	0	7,564	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	41,647	253,088	217,050	20,810	0	638
	補正前	41,647	253,088	217,050	20,810	0	331
	比 較	0	0	0	0	0	307
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

議案第2号

さくら市学校給食センター条例の制定について

さくら市学校給食センター条例を次のように定める。

令和6年11月28日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市学校給食センター条例

(設置)

第1条 学校給食法（昭和29年法律第160号。第4条において「法」という。）第6条の規定に基づき、さくら市立学校（さくら市立学校の設置に関する条例（平成17年さくら市条例第89号）第1条に規定するさくら市立学校をいう。第4条において同じ。）の学校給食の実施に必要な施設として、さくら市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 給食センターの位置は、さくら市鷺宿4432番地2とする。

(職員)

第3条 給食センターに所長、栄養教諭又は栄養士その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第4条 給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、さくら市学校給食センター運営委員会（以下この条において「運営委員会」という。）

- を置く。
- 2 運営委員会は、運営委員会の委員（以下「委員」という。）15人以内で組織する。
 - 3 さくら市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる者のうちから委員に委嘱又は任命する。
 - (1) 教育長
 - (2) 教育委員会の委員
 - (3) さくら市立学校の校長のうちから教育長が指定する者
 - (4) P T A（さくら市立学校に在学する児童又は生徒の保護者及び当該さくら市立学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。）の代表者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
 - 4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 運営委員会に会長を置き、教育長をもって充てる。
 - 6 運営委員会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 7 運営委員会に監査2人を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 8 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
 - 9 副会長は、会務を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 10 監査は、法第11条第2項に規定する学校給食費について監査する。
 - 11 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
 - 12 会長は、会議の議長となる。
 - 13 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 14 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
 - 15 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 16 前各項に規定するもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。
(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(さくら市体育施設条例の一部改正)

- 3 さくら市体育施設条例（平成 17 年さくら市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 さくら市鷺宿運動場の項を削る。

別表第 2 さくら市鷺宿運動場の項を削る。

(さくら市喜連川給食センター条例の廃止)

- 4 さくら市喜連川給食センター条例（平成 17 年さくら市条例第 91 号）は、廃止する。

議案第3号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年11月28日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(さくら市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 さくら市監査委員に関する条例(平成17年さくら市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年さくら市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第3条 さくら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和5年さくら市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第243条の2の8第3項」を「法第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日から施行する。

議案第4号

さくら市国民健康保険条例の一部改正について

さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月28日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 さくら市国民健康保険条例（平成17年さくら市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりな

お従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 5 号

さくら市図書館条例の一部改正について

さくら市図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市図書館条例の一部を改正する条例

さくら市図書館条例（平成 17 年さくら市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表を次のように改める。

区分	開館時間	休館日
さくら市氏家図書館	午前 9 時から 午後 7 時まで	(1) 毎月第 2 金曜日及び第 4 金曜日 (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで (3) 特別整理期間（年 10 日以内）
さくら市喜連川図書館		(1) 毎月第 1 月曜日、第 3 月曜日及び第 5 月曜日 (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで (3) 特別整理期間（年 10 日以内）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月28日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年さくら市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表上水道の項中「4万5,600人」を「4万900人」に、「1万9,700立方メートル」を「1万8,600立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

さくら市水道法施行条例の一部改正について

さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月28日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例

さくら市水道法施行条例（平成24年さくら市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さくら市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「大学において土木工学科若しくは」を「大学において土木工学科又は」に、「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上」を「2年以上」に改め、同条第3号中「号）による専門学校」の次に「（次号において「短

期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「5年以上」を「2年6月以上」に改め、同条第8号中「1年以上」を「6月以上」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目」を「から第6号までに規定する課程に相当する課程」に改め、「最低経験年数」の次に「の2分の1」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「2年以上」を「1年6月以上」に、「もの」を「者」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「号)による中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「7年以上」を「3年6月以上」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第2項に規定する第二次検定に合格した者に限る。次条第8号において同じ。)であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程

にあつては、修了した者) については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「4年以上」を「2年以上」に、「6年以上」を「3年以上」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年以上」を「4年以上」に改め、同条第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「5年以上」を「2年6月以上」に、「7年以上」を「3年6月以上」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年以上」を「4年6月以上」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「当該各号の」の次に「学校を」を、「最低経験年数」の次に「の2分の1」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第8号

令和6年度さくら市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度さくら市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,202万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億2,212万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年11月28日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
10	地 方 特 例 交 付 金		
		1	地 方 特 例 交 付 金
11	地 方 交 付 税		
		1	地 方 交 付 税
13	分 担 金 及 び 負 担 金		
		1	負 担 金
15	国 庫 支 出 金		
		1	国 庫 負 担 金
		2	国 庫 補 助 金
16	県 支 出 金		
		1	県 負 担 金
		2	県 補 助 金
18	寄 附 金		
		1	寄 附 金
19	繰 入 金		
		2	基 金 繰 入 金
21	諸 収 入		
		4	雑 入
22	市 債		
		1	市 債
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
57,000	204,025	261,025
57,000	204,025	261,025
3,080,300	191,735	3,272,035
3,080,300	191,735	3,272,035
59,666	4,386	64,052
59,666	4,386	64,052
3,478,439	194,430	3,672,869
2,471,655	165,734	2,637,389
997,015	28,696	1,025,711
1,566,219	23,776	1,589,995
1,022,911	16,750	1,039,661
411,700	7,026	418,726
600,007	100,000	700,007
600,007	100,000	700,007
1,700,119	△155,009	1,545,110
1,626,020	△155,009	1,471,011
1,609,918	18,202	1,628,120
158,567	18,202	176,769
1,511,100	△9,520	1,501,580
1,511,100	△9,520	1,501,580
22,450,095	572,025	23,022,120

歳 出

款	項
1 議 会 費	1 議 会 費
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費 2 徴 税 費 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 6 監 査 委 員 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費 3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費 2 清 掃 費
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費
6 商 工 費	1 商 工 費
7 土 木 費	1 土 木 管 理 費 2 道 路 橋 梁 費 4 都 市 計 画 費
8 消 防 費	1 消 防 費
9 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 5 社 会 教 育 費 6 保 健 体 育 費
10 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
192,824	1,712	194,536
192,824	1,712	194,536
2,856,978	74,805	2,931,783
2,386,646	95,511	2,482,157
201,885	△13,395	188,490
186,380	△7,639	178,741
25,021	328	25,349
7,427,834	313,721	7,741,555
3,209,216	112,654	3,321,870
3,677,755	13,092	3,690,847
540,713	187,975	728,688
1,550,291	104,740	1,655,031
843,946	102,190	946,136
706,345	2,550	708,895
594,968	7,006	601,974
573,898	7,006	580,904
1,848,136	5,568	1,853,704
1,848,136	5,568	1,853,704
2,428,594	△8,159	2,420,435
154,491	△250	154,241
906,264	0	906,264
1,265,953	△7,909	1,258,044
779,503	21,616	801,119
779,503	21,616	801,119
2,997,967	9,816	3,007,783
698,520	△1,384	697,136
724,651	4,176	728,827
115,649	1,500	117,149
478,240	546	478,786
742,997	4,978	747,975
3,000	41,200	44,200
1,000	41,200	42,200
22,450,095	572,025	23,022,120

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	児童館等管理運営事業	5,135

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会だより発行業務委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	3,205
市長車運転業務委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	5,675
広報紙発行業務委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	14,705
ガバメントクラウドネットワ ーク構築、運用管理業務委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	7,810
道路維持管理業務委託	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	62,000
橋梁点検業務委託（JR 委託 分）	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	50,000
教科書改訂等整備事業（中学 校）	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	15,300
さくら市図書館指定管理業務 委託	令和 6 年度から 令和 11 年度まで	602,500

第4表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有財産管理運用事業費	5,400	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。
農業用施設災害復旧事業費	9,200	同上	同上	同上

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	85,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	54,280	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
市道整備事業費	476,400				480,200			
雨水排水対策事業費	25,000				27,000			
B & G 海洋センター改修事業費	5,000				5,800			

令和6年度さくら市一般会計補正予算
(第6号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
10	地方特例交付金	57,000
11	地方交付税	3,080,300
13	分担金及び負担金	59,666
15	国庫支出金	3,478,439
16	県支出金	1,566,219
18	寄附金	600,007
19	繰入金	1,700,119
21	諸収入	1,609,918
22	市債	1,511,100
	歳入合計	22,450,095

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
204,025	261,025	
191,735	3,272,035	
4,386	64,052	
194,430	3,672,869	
23,776	1,589,995	
100,000	700,007	
△155,009	1,545,110	
18,202	1,628,120	
△9,520	1,501,580	
572,025	23,022,120	

歳出

款				補正前の額	補正額			
1	議	会	費	192,824	1,712			
2	総	務	費	2,856,978	74,805			
3	民	生	費	7,427,834	313,721			
4	衛	生	費	1,550,291	104,740			
5	農	林	水	産	業	費	594,968	7,006
6	商	工	費	1,848,136	5,568			
7	土	木	費	2,428,594	△8,159			
8	消	防	費	779,503	21,616			
9	教	育	費	2,997,967	9,816			
10	災	害	復	旧	費	3,000	41,200	
	歳	出	合	計	22,450,095	572,025		

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
194,536				1,712	
2,931,783	2,850	5,400		66,555	
7,741,555	188,576		14,325	110,820	
1,655,031				104,740	
601,974				7,006	
1,853,704				5,568	
2,420,435		5,800		△13,959	
801,119				21,616	
3,007,783		800		9,016	
44,200	26,780	9,200	4,120	1,100	
23,022,120	218,206	21,200	18,445	314,174	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方特例交付金	57,000	204,025	261,025
	1 地方特例交付金	57,000	204,025	261,025
	1 地方特例交付金	57,000	204,025	261,025

11	地方交付税	3,080,300	191,735	3,272,035
	1 地方交付税	3,080,300	191,735	3,272,035
	1 地方交付税	3,080,300	191,735	3,272,035

13	分担金及び負担金	59,666	4,386	64,052
	1 負担金	59,666	4,386	64,052
	1 民生費負担金	58,089	266	58,355
	3 農林業水産費負担金	2	4,120	4,122

15	国庫支出金	3,478,439	194,430	3,672,869
	1 国庫負担金	2,471,655	165,734	2,637,389
	1 民生費国庫負担金	2,470,655	165,734	2,636,389
	2 国庫補助金	997,015	28,696	1,025,711
	1 総務費国庫補助金	465,523	1,650	467,173
	2 民生費国庫補助金	166,138	266	166,404
	7 災害復旧費国庫補助金	1	26,780	26,781

16	県支出金	1,566,219	23,776	1,589,995
	1 県負担金	1,022,911	16,750	1,039,661
	1 民生費県負担金	994,294	16,750	1,011,044
	2 県補助金	411,700	7,026	418,726

10 地方特例交付金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方特例交付金	204,025	地方特例交付金	204,025

1 地方交付税	191,735	普通交付税	191,735

2 児童福祉費負担金	266	子育て短期（ショートステイ）負担金	266
1 農業用施設負担金	4,120	農業施設災害復旧事業費負担金	4,120

1 社会福祉費負担金	33,500	障害者自立支援給付費負担金（1/2） 障害児通所給付費等負担金（1/2）	17,500 16,000
3 生活保護費国庫負担金	132,234	生活扶助費等国庫負担金（3/4） 介護扶助費等国庫負担金（3/4） 医療扶助費等国庫負担金（3/4）	25,069 2,589 104,576
1 総務費補助金	1,650	戸籍法一部改正に伴うシステム改修費補助金（法務省）	1,650
2 児童福祉費補助金	266	児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金（1/2、2/3）	266
1 農林水産業施設等災害復旧費補助金	26,780	農業用施設災害復旧費補助金	26,780

1 社会福祉費負担金	16,750	障害者自立支援給付費負担金（1/4） 障害児通所給付費等負担金（1/4）	8,750 8,000

款		項	目	補正前の額	補正額	計
		1	総務費県補助金	6,580	1,200	7,780
		2	民生費県補助金	250,535	5,826	256,361
18			寄附金	600,007	100,000	700,007
	1		寄附金	600,007	100,000	700,007
		3	ふるさとづくり寄附金	600,001	100,000	700,001
19			繰入金	1,700,119	△155,009	1,545,110
	2		基金繰入金	1,626,020	△155,009	1,471,011
		1	財政調整基金繰入金	879,781	△155,009	724,772
21			諸収入	1,609,918	18,202	1,628,120
	4		雑入	158,567	18,202	176,769
		2	雑入	158,562	18,202	176,764
22			市債	1,511,100	△9,520	1,501,580
	1		市債	1,511,100	△9,520	1,501,580
		1	総務債	105,700	△25,320	80,380
		5	土木債	576,400	5,800	582,200
		7	教育債	606,500	800	607,300
		8	災害復旧事業債	0	9,200	9,200

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	1,200	地域少子化対策重点推進交付金	1,200
2 児童福祉費補助金	5,826	こども医療対策費 (1/2、1/4)	5,826
1 ふるさとづくり寄附金	100,000	ふるさとづくり寄附金	100,000
1 財政調整基金繰入金	△155,009	財政調整基金繰入金	△155,009
2 民生費雑入	14,059	後期高齢者健診事業負担金	14,059
9 過年度取入	4,143	生活保護費国庫負担金 (過年度分)	4,143
1 臨時財政対策債	△30,720	臨時財政対策債	△30,720
2 公有財産管理運用事業債	5,400	公有財産管理運用事業費	5,400
2 市道整備事業債	3,800	市道整備事業費	3,800
22 雨水排水対策事業債	2,000	雨水排水対策事業費	2,000
2 B&G海洋センター改修事業債	800	B&G海洋センター改修事業費	800
1 農林水産業施設災害復旧事業債	9,200	農業用施設災害復旧事業費	9,200

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議会費	192,824	1,712	194,536				1,712
	1 議会費	192,824	1,712	194,536				1,712
	1 議会費	192,824	1,712	194,536				1,712

2	総務費	2,856,978	74,805	2,931,783	2,850	5,400		66,555
	1 総務管理費	2,386,646	95,511	2,482,157	2,850	5,400		87,261
	1 一般管理費	974,843	81,968	1,056,811				81,968
	3 財政管理費	100,415	△3,387	97,028				△3,387
	4 会計管理費	53,577	619	54,196				619
	5 財産管理費	166,050	5,500	171,550		5,400		100
	7 企画費	251,829	1,504	253,333				1,504
	9 情報処理費	265,954	1,650	267,604	1,650			
	11 諸費	22,033	1,500	23,533				1,500
	12 防犯対策費	16,131	4,357	20,488				4,357

1 議会費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	173	○職員人件費 412
		通勤手当 173
4 共 済 費	239	職員共済組合負担金 239
		○議事録作成事務 1,300
12 委 託 料	1,300	業務委託料 1,300

2 給 料	1,235	○職員人件費 1,493	
		職員給 1,235	
3 職員手当等	258	通勤手当 258	
		○ふるさとづくり寄附事業 80,475	
12 委 託 料	80,475	業務委託料 80,475	
2 給 料	△3,628	○職員人件費 △3,387	
		職員給 △3,628	
4 共 済 費	241	職員共済組合負担金 241	
2 給 料	619	○職員人件費 619	
		職員給 619	
14 工 事 請 負 費	5,500	○公有財産管理運用事業 5,500	
		工事請負費 5,500	
2 給 料	3,176	○職員人件費 1,504	
		職員給 3,176	
3 職員手当等	△2,362	住居手当 162	
		時間外勤務手当 △3,000	
4 共 済 費	690	管理職手当 476	
		職員共済組合負担金 690	
12 委 託 料	1,650	○住民情報関連システム管理事業 1,650	
		業務委託料 1,650	
18 負担金、補助 及び交付金	1,500	○地域コミュニティ活性化事業 1,500	
		補助金 1,500	
10 需 用 費	341	○防犯灯設置管理事業 341	
		光熱水費 341	
18 負担金、補助 及び交付金	4,016	○防犯灯電気料補助事業 2,215	
		補助金 2,215	
		○商店街街路灯電気料補助事業 1,371	
		補助金 1,371	
		○草川水と緑の散歩道街路灯電気料補助事業 430	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	13 地方創生推進費	57,193	1,800	58,993	1,200			600
2	徴税費	201,885	△13,395	188,490				△13,395
	1 税務総務費	143,966	△13,395	130,571				△13,395
3	戸籍住民基本台帳費	186,380	△7,639	178,741				△7,639
	1 戸籍住民基本台帳費	186,380	△7,639	178,741				△7,639
6	監査委員費	25,021	328	25,349				328
	1 監査委員費	25,021	328	25,349				328

3	民生費	7,427,834	313,721	7,741,555	188,576		14,325	110,820
	1 社会福祉費	3,209,216	112,654	3,321,870	50,250		14,059	48,345
	1 社会福祉総務費	757,124	21,970	779,094			14,059	7,911

節		説明	
区 分	金 額		
		補助金	430
18 負担金、補助 及び交付金	1,800	○結婚支援事業 補助金	1,800 1,800
2 給 料	△8,339	○職員人件費	△13,395
3 職員手当等	△3,292	職員給	△8,339
4 共 済 費	△1,764	期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金	△1,630 △1,662 △1,764
1 報 酬	700	○職員人件費	△9,043
2 給 料	△4,984	職員給	△4,984
3 職員手当等	△1,950	管理職手当 期末手当 勤勉手当	476 △1,582 △1,468
4 共 済 費	△1,485	職員共済組合負担金	△1,485
8 旅 費	80	○住民基本台帳等事務費 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員費用弁償（通勤）	780 700 80
		○職員人件費	624
		通勤手当 管理職手当	148 476
2 給 料	43	○職員人件費	328
3 職員手当等	113	職員給 通勤手当	43 61
4 共 済 費	172	期末手当 職員共済組合負担金	52 172

1 報 酬	500	○職員人件費	6,541
2 給 料	3,079	職員給 通勤手当	3,079 62
3 職員手当等	972	住居手当 期末手当 勤勉手当	128 429 353
4 共 済 費	2,490	職員共済組合負担金	2,490
8 旅 費	40	○後期高齢者医療特別会計繰出金 他会計繰出金	14,059 14,059

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 障がい者福祉費	1,285,825	79,022	1,364,847	50,250			28,772
3 国民健康保険費	290,063	180	290,243				180
4 国民年金費	16,748	3,010	19,758				3,010
5 老人福祉費	246,628	191	246,819				191
6 介護保険費	612,828	8,281	621,109				8,281
2 児童福祉費	3,677,755	13,092	3,690,847	6,092		266	6,734
1 児童福祉総務費	1,866,036	5,406	1,871,442				5,406
2 母子福祉費	459,769	19,758	479,527	6,092		266	13,400

節		説明	
区分	金額		
22 償還金、利子及び割引料	830	○見守り福祉ネットワーク推進事業 会計年度任用職員報酬	540 500
27 繰出金	14,059	○重層的支援体制整備事業 償還金 ○ひきこもり支援事業 償還金	40 707 707 123 123
19 扶助費	67,000	○介護給付・訓練等給付事業 扶助費	79,022 67,000
22 償還金、利子及び割引料	12,022	償還金	12,022
3 職員手当等	180	○職員人件費 扶養手当	180 180
2 給料	2,072	○職員人件費 職員給	3,010 2,072
3 職員手当等	543	扶養手当 通勤手当	39 100
4 共済費	395	期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金	203 201 395
4 共済費	191	○職員人件費 職員共済組合負担金	191 191
27 繰出金	8,281	○介護保険特別会計繰出金 他会計繰出金	8,281 8,281
3 職員手当等	271	○職員人件費 期末手当	271 219
14 工事請負費	5,135	勤勉手当 ○児童館等管理運営事業 工事請負費	52 5,135 5,135
2 給料	184	○職員人件費 職員給	1,248 184
3 職員手当等	684	扶養手当 住居手当	162 72
4 共済費	380	管理職手当 勤勉手当 職員共済組合負担金	171 279 380
12 委託料	1,510	○児童医療費助成事業 扶助費	17,000 17,000
19 扶助費	17,000	○子ども家庭総合支援及び家庭児童相談室事業 業務委託料 ○子育て短期支援事業 業務委託料	400 400 1,110 1,110

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	3 保育園費	400,517	△12,072	388,445				△12,072
	3 生活保護費	540,713	187,975	728,688	132,234			55,741
	1 生活保護総務費	28,974	11,660	40,634				11,660
	2 生活保護扶助費	511,739	176,315	688,054	132,234			44,081

4	衛生費	1,550,291	104,740	1,655,031				104,740
	1 保健衛生費	843,946	102,190	946,136				102,190
	1 保健衛生総務費	204,154	△5,847	198,307				△5,847
	2 予防費	333,211	107,025	440,236				107,025
	3 母子保健費	136,170	180	136,350				180
	4 保健センター費	102,490	832	103,322				832
	2 清掃費	706,345	2,550	708,895				2,550
	1 清掃総務費	706,345	2,550	708,895				2,550

5	農林水産業費	594,968	7,006	601,974				7,006
---	--------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△4,353	○職員人件費	△12,072
3 職員手当等	△7,504	職員給	△4,353
4 共済費	△215	扶養手当	120
		通勤手当	678
		時間外勤務手当	△7,500
		管理職手当	477
		期末手当	△501
		勤勉手当	△778
		職員共済組合負担金	△215
22 償還金、利子及び割引料	11,660	○生活保護事務償還金	11,660 11,660
19 扶助費	176,315	○生活保護者扶助事業扶助費	176,315 176,315

2 給料	△3,153	○職員人件費	△5,847
3 職員手当等	△2,694	職員給	△3,153
		時間外勤務手当	△1,000
		期末手当	△967
		勤勉手当	△727
22 償還金、利子及び割引料	107,025	○定期予防接種事業償還金	107,025 107,025
3 職員手当等	180	○職員人件費扶養手当	180 180
10 需用費	832	○氏家保健センター管理事業光熱水費	832 832
2 給料	1,013	○職員人件費	2,550
3 職員手当等	694	職員給	1,013
		扶養手当	78
4 共済費	843	通勤手当	48
		期末手当	313
		勤勉手当	255
		職員共済組合負担金	843

--	--	--	--

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1	農業費	573,898	7,006	580,904				7,006
	1 農業委員会費	54,398	1,659	56,057				1,659
	2 農業総務費	117,747	3,878	121,625				3,878
	3 農業振興費	94,725	1,469	96,194				1,469

6	商工費	1,848,136	5,568	1,853,704				5,568
	1 商工費	1,848,136	5,568	1,853,704				5,568
	1 商工総務費	96,791	5,568	102,359				5,568

7	土木費	2,428,594	△8,159	2,420,435		5,800		△13,959
	1 土木管理費	154,491	△250	154,241				△250
	1 土木総務費	154,491	△250	154,241				△250
	2 道路橋梁費	906,264	0	906,264		5,800		△5,800
	1 道路維持費	421,289	0	421,289		700		△700
	2 道路建設改良費	474,919	0	474,919		5,100		△5,100
	4 都市計画費	1,265,953	△7,909	1,258,044				△7,909

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	1,100	○職員人件費 時間外勤務手当
4 共 済 費	559	職員共済組合負担金
2 給 料	1,853	○職員人件費
3 職員手当等	476	職員給 管理職手当
4 共 済 費	1,549	職員共済組合負担金
18 負担金、補助 及び交付金	1,469	○さくら市農産物売上向上対策総合支援事業 補助金

2 給 料	1,086	○職員人件費
3 職員手当等	3,133	職員給 扶養手当 通勤手当
4 共 済 費	1,349	住居手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金

3 職員手当等	△467	○職員人件費
4 共 済 費	217	扶養手当 通勤手当 時間外勤務手当 職員共済組合負担金
		(財源更正)
		(財源更正)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 都市計画総務費	1,010,517	△7,909	1,002,608				△7,909

8		消防費	779,503	21,616	801,119				21,616
	1	消防費	779,503	21,616	801,119				21,616
		2 消防施設費	687,024	21,616	708,640				21,616

9		教育費	2,997,967	9,816	3,007,783		800		9,016
	1	教育総務費	698,520	△1,384	697,136				△1,384
		2 事務局費	569,618	△1,384	568,234				△1,384
	2	小学校費	724,651	4,176	728,827				4,176
		1 学校管理費	708,716	4,176	712,892				4,176
	3	中学校費	115,649	1,500	117,149				1,500
		1 学校管理費	104,326	1,500	105,826				1,500
	5	社会教育費	478,240	546	478,786				546
		1 社会教育総	106,728	△924	105,804				△924

節		説明
区分	金額	
2 給料	△5,687	○職員人件費 職員給
3 職員手当等	△1,710	扶養手当 通勤手当
4 共済費	△512	住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 職員共済組合負担金
		△7,909 △5,687 △270 △318 △442 2,100 △1,540 △1,240 △512

13 使用料及び 賃借料	416	○消防施設管理事業 賃借料 土地購入費	21,616 416 21,200
16 公有財産 購入費	21,200		

2 給料	△3,763	○職員人件費 職員給	△6,146 △3,763
3 職員手当等	△2,609	時間外勤務手当 期末手当	△1,500 △658
4 共済費	226	勤勉手当 職員共済組合負担金	△451 226
18 負担金、補助 及び交付金	4,762	○学校教育課庶務事務 交付金	4,762 4,762
10 需用費	4,176	○小学校管理事業 光熱水費 ○スクールバス管理事業 修繕料	3,500 3,500 676 676
10 需用費	1,500	○中学校管理事業 光熱水費	1,500 1,500
3 職員手当等	△1,400	○職員人件費	△924

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	務費							
	6 公民館費	76,046	1,128	77,174				1,128
	8 博物館費	142,306	342	142,648				342
6	保健体育費	742,997	4,978	747,975		800		4,178
	1 体育総務費	122,132	1,482	123,614				1,482
	2 体育施設費	206,203	3,239	209,442		800		2,439
	3 学校給食費	414,662	257	414,919				257

10		災害復旧費	3,000	41,200	44,200	26,780	9,200	4,120	1,100
	1	農林水産業 施設災害復 旧費	1,000	41,200	42,200	26,780	9,200	4,120	1,100
		1 農業用施設 災害復旧費	1,000	41,200	42,200	26,780	9,200	4,120	1,100

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	476	時間外勤務手当 $\Delta 1,400$ 職員共済組合負担金 476
3 職員手当等	1,000	○職員人件費 1,128 時間外勤務手当 1,000
4 共 済 費	128	職員共済組合負担金 128
4 共 済 費	342	○職員人件費 342 職員共済組合負担金 342
2 給 料	607	○職員人件費 1,482 職員給 607
3 職員手当等	379	住居手当 74 期末手当 169
4 共 済 費	496	勤勉手当 136 職員共済組合負担金 496
10 需 用 費	990	○喜連川体育館管理事業 218 庁用器具費 218
17 備 品 購 入 費	2,249	○菖蒲沢公園管理事業 990 修繕料 990 ○その他の施設管理事業 2,031 庁用器具費 2,031
4 共 済 費	257	○職員人件費 257 職員共済組合負担金 257

12 委 託 料	6,200	○農業用施設災害復旧事業 41,200 業務委託料 6,200
14 工 事 請 負 費	35,000	工事請負費 35,000

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(243) 345	425,383	1,227,071	908,197	2,560,651	522,729	3,083,380	
補正前	(241) 346	424,183	1,246,011	921,909	2,592,103	515,465	3,107,568	
比 較	(2) △ 1	1,200	△ 18,940	△ 13,712	△ 31,452	7,264	△ 24,188	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	27,490	37,332	19,762	919	127,288	2,265
	補正前	26,563	35,707	19,450	919	137,488	2,265
	比 較	927	1,625	312	0	△ 10,200	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	44,675	338,140	288,878	20,810	0	638
	補正前	41,647	343,005	293,417	20,810	0	638
	比 較	3,028	△ 4,865	△ 4,539	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 319	0	1,157,053	722,105	1,879,158	401,829	2,280,987	
補正前	(2) 320	0	1,175,993	735,937	1,911,930	394,565	2,306,495	
比 較	(0) △ 1	0	△ 18,940	△ 13,832	△ 32,772	7,264	△ 25,508	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	27,490	21,351	19,762	919	123,461	2,265
	補正前	26,563	19,846	19,450	919	133,661	2,265
	比 較	927	1,505	312	0	△ 10,200	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	44,675	248,223	212,511	20,810	0	638
	補正前	41,647	253,088	217,050	20,810	0	638
	比 較	3,028	△ 4,865	△ 4,539	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(241) 26	425,383	70,018	186,092	681,493	120,900	802,393	
補正前	(239) 26	424,183	70,018	185,972	680,173	120,900	801,073	
比 較	(2) 0	1,200	0	120	1,320	0	1,320	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	15,981	0	0	3,827	0
	補正前	0	15,861	0	0	3,827	0
	比 較	0	120	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	89,917	76,367	0	0	0
	補正前	0	89,917	76,367	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書き。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
6-議会だより発行業務委託	3,205			令和6年度 令和7年度	3,205				3,205
6-市長車運転業務委託	5,675			令和6年度 令和7年度	5,675				5,675
6-広報紙発行業務委託	14,705			令和6年度 令和7年度	14,705				14,705
6-ガバメントクラウドネットワーク構築、運用管理業務委託	7,810			令和6年度 令和7年度	7,810	7,810			0
6-道路維持管理業務委託	62,000			令和6年度 令和7年度	62,000				62,000
6-橋梁点検業務委託 (JR委託分)	50,000			令和6年度 令和7年度	50,000	27,500			22,500
6-教科書改訂等整備事業 (中学校)	15,300			令和6年度 令和7年度	15,300				15,300
6-さくら市図書館指定管理業務委託	602,500			令和6年度 令和11年度	602,500				602,500

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	12,917,197	12,271,257	3,323,280	1,648,811	13,945,726
(1) 総務	5,755,553	5,283,309	80,380	601,379	4,762,310
(2) 民生	288,000	230,356	50,400	55,104	225,652
(3) 衛生	297,808	269,328	89,700	28,335	330,693
(4) 農林水産	495,330	487,621	51,200	61,389	477,432
(5) 商工	80,410	71,590	25,200	8,820	87,970
(6) 土木	2,481,972	2,435,836	723,500	417,197	2,742,139
(7) 消防	505,196	798,136	28,900	62,759	764,277
(8) 教育	3,012,928	2,695,081	2,274,000	413,828	4,555,253
2 災害復旧費	76,683	60,303	12,100	13,566	58,837
(1) 公共土木施設	38,566	33,193	0	5,159	28,034
(2) 農林水産業施設	38,117	27,110	12,100	8,407	30,803
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	12,993,880	12,331,560	3,335,380	1,662,377	14,004,563

議案第9号

令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和6年11月28日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 予 算 補 正

歳 入

款	項
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
5 諸 収 入	4 雑 入
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
130,946	14,059	145,005
130,946	14,059	145,005
18,448	△14,059	4,389
18,443	△14,059	4,384
616,852	0	616,852

令和6年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
3 繰	入金	130,946
5 諸	収入	18,448
歳入合計		616,852

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
14,059	145,005	
△14,059	4,389	
0	616,852	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	繰入金	130,946	14,059	145,005
	1 一般会計繰入金	130,946	14,059	145,005
	3 一般会計繰入金（健診事業分）	0	14,059	14,059

5	諸収入	18,448	△14,059	4,389
	4 雑入	18,443	△14,059	4,384
	3 後期高齢者健診事業負担金	14,059	△14,059	0

3 繰入金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計繰入金（ 健診事業分）	14,059	一般会計繰入金（健診事業分）	14,059

1 後期高齢者健診事業負担金	△14,059	後期高齢者健診事業負担金	△14,059

議案第10号

令和6年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,255万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,349万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年11月28日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	
	2 国 庫 補 助 金
4 支 払 基 金 交 付 金	
	1 支 払 基 金 交 付 金
5 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
8 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
885,608	5,571	891,179
217,321	5,571	222,892
1,017,414	5,913	1,023,327
1,017,414	5,913	1,023,327
535,064	2,785	537,849
10,936	2,785	13,721
612,363	8,281	620,644
612,363	8,281	620,644
4,140,945	22,550	4,163,495

歳 出

款	項
3 地 域 支 援 事 業 費	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費
6 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
83,978	22,150	106,128
71,590	21,900	93,490
6,514	250	6,764
208,907	400	209,307
193,273	400	193,673
4,140,945	22,550	4,163,495

令和6年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款					補正前の額			
3	国	庫	支	出	金	885,608		
4	支	払	基	金	交	付	金	1,017,414
5	県	支	出	金		535,064		
8	繰	入	金			612,363		
		歳	入	合	計	4,140,945		

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
5,571	891,179	
5,913	1,023,327	
2,785	537,849	
8,281	620,644	
22,550	4,163,495	

歳 出

款		補正前の額	補 正 額
3	地 域 支 援 事 業 費	83,978	22,150
6	諸 支 出 金	208,907	400
歳 出 合 計		4,140,945	22,550

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
106,128	8,356		5,913	7,881	
209,307				400	
4,163,495	8,356		5,913	8,281	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	885,608	5,571	891,179
	2 国庫補助金	217,321	5,571	222,892
	1 調整交付金	187,321	1,095	188,416
	2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	15,492	4,380	19,872
	3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	2,507	96	2,603

4	支払基金交付金	1,017,414	5,913	1,023,327
	1 支払基金交付金	1,017,414	5,913	1,023,327
	2 地域支援事業支援交付金	23,158	5,913	29,071

5	県支出金	535,064	2,785	537,849
	2 県補助金	10,936	2,785	13,721
	1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	9,683	2,737	12,420
	2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	1,253	48	1,301

8	繰入金	612,363	8,281	620,644
	1 一般会計繰入金	612,363	8,281	620,644
	2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	11,595	7,775	19,370
	3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）	1,253	106	1,359
	4 その他一般会計繰入金	100,814	400	101,214

3 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	1,095	調整交付金国庫補助金（地域支援事業）	1,095
1 現年度分	4,380	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	4,380
1 現年度分	96	地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	96
1 現年度分	5,913	地域支援事業支援交付金	5,913
1 現年度分	2,737	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	2,737
1 現年度分	48	地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	48
1 現年度分	7,775	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	7,775
1 現年度分	106	地域支援事業繰入金（包括の支援事業・任意事業）	106
3 介護保険料事務費繰入金	400	介護保険料過年度還付分繰入金	400

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	地域支援事業費	83,978	22,150	106,128	8,356		5,913	7,881
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	71,590	21,900	93,490	8,212		5,913	7,775
		1 介護予防・生活支援サービス事業費	64,590	21,900	86,490	8,212		5,913
	3 包括的支援事業・任意事業費	6,514	250	6,764	144			106
		2 任意事業費	856	250	1,106	144		106

6	諸支出金	208,907	400	209,307				400
	1 償還金及び還付加算金	193,273	400	193,673				400
		1 第1号被保険者保険料還付金	1,003	400	1,403			

3 地域支援事業費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	21,900	○介護予防・生活支援サービス事業 負担金	21,900 21,900
19 扶 助 費	250	○家族介護慰労金支援事業 扶助費	250 250
22 償還金、利子 及び割引料	400	○介護保険料還付金 償還金	400 400

議案第11号

令和6年度さくら市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度さくら市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
汚水柵設置等業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	35,000千円

令和6年11月28日提出

さくら市長 花塚 隆志

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の支払義務発生 予定額		左の財源内訳 営業収益
		期 間	金 額	期 間	金 額	
6-汚水樹設置等業 務委託	35,000	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	35,000	35,000

議案第 12 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 管理を行わせる公の施設

所在地	名称
さくら市櫻野 1321 番地	さくら市氏家図書館
さくら市喜連川 4397 番地 1	さくら市喜連川図書館

2 指定管理者となる団体

所在地 栃木県宇都宮市宝木本町 1474 番地 5
名称 大高商事・図書館流通センター 共同事業体
代表構成員 株式会社大高商事 代表取締役 伊原 修

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 11 月 28 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

議案第 13 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を認定するため、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	市道 U1681 号	さくら市上阿久津	さくら市上阿久津

令和 6 年 11 月 28 日提出

さくら市長 花塚隆志

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者に、下記の者を推薦したいので人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 小堀 俊子

生年月日 [REDACTED]

令和 6 年 11 月 28 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

専決処分第 16 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 7 日

さくら市長 花塚 隆 志

市は、令和 6 年 9 月 20 日に発生した事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方

(1) 住所

(2) 氏名

2 事故の概要

令和 6 年 9 月 20 日午前 10 時 30 分頃、南小学校用務員が、刈払機で草刈り作業中、飛び石で相手方宅に駐車していた乗用車フロントガラスを破損させた。

3 損害賠償の額

金 156,365 円

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 18 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 28 日

さくら市長 花塚 隆 志

市は、令和 6 年 9 月 2 日に発生した事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方

(1) 住所

(2) 氏名

2 事故の概要

令和 6 年 9 月 2 日午前 9 時頃、栃木県さくら市喜連川 5726 番地 4 (さくら市立喜連川中学校敷地内) にて立木 2 本が倒れ、隣接する水田の収穫前の稲穂約 1.5 俵分を破損及び汚損させた。

3 損害賠償の額

金 26,318 円

報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 11 月 28 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

専決処分第 19 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 30 日

さくら市長 花塚 隆志

市は、令和 6 年 2 月 6 日に発生した交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2. 事故の概要

令和 6 年 2 月 6 日午前 10 時 40 分頃、生活環境課職員が相手方所有のオート [REDACTED] のごみステーションから不燃ごみの回収を終え、塵芥車を後進で旋回させたところ、ごみステーションに衝突した。

3. 損害賠償の額 487,080 円